

令和 8 年 6 月 18 日

道路防災点検技術者講習会受講者の皆様へ

1. 道路防災点検技術者講習内の受講証明に期間を設けます

道路防災点検業務の着実な実施に当たっては、最新の関連法令・基準類や点検技術に関する知識の習得が不可欠となっています。

そのため、令和 9 年度以降、道路防災点検技術者講習会の『受講証明書』に『有効期間』を設定いたします。『受講証明書の有効期間』は、受講年度の次年度より 5 年間とします。

(例：令和 9 年度に受講した場合の有効期限は令和 15 年 3 月末日となります。)

2. 今後の運用及び経過措置

- ・経過措置として、令和 8 年度までに受講された方は、令和 14 年 3 月末日までの有効期間として取り扱います。
- ・有効期間を過ぎた場合、『道路防災点検技術講習会受講者名簿』から受講者名を削除すると共に、受講証明書の再発行を行いません。

3. 道路防災点検技術者講習会の経緯（参考）

道路防災点検技術者講習会は、(財)道路保全技術センターによって平成 8 年度より開始され、平成 23 年以降は、『道路防災点検技術講習会受講者名簿』の管理の移管を受け、一般社団法人 全国地質調査業協会連合会が国土交通省および土木研究所の指導・協力を得ながら講習会を実施しております。

また、講習会の受講者名簿について、発注機関の求めに応じて適宜提供しております。

以上

一般社団法人全国地質調査業協会連合会 事務局

tel : 03-3518-8873

e-mail : jgca@zenchiren.or.jp